

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の年月日</p>
<p>特定非営利活動法人が ん患者支援 機構</p>	<p>浜中 和子</p>	<p>東京都世田谷区中町二丁目二番一、二号なまちなPOセンター三十一号室</p>	<p>この法人は、広く一般市民を対象とし、すべてのがん患者並びにその家族らが納得のゆく治療環境を獲得するために総意を集約し、共通の目標を掲げ、情報交換の場を創出し、これにとりも必要事項を支援することを通じて、地域と社会の医療・福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。</p>	<p>・事務所所在地の変更 ・会費の変更 ・法改正に基づく字句の修正等</p>	<p>平成二十四年 一〇月一〇日</p>
<p>特定非営利活動法人小規模はげみ会作業所</p>	<p>内 秀孝</p>	<p>広島県三原市中之町一丁目二四番三八号</p>	<p>この法人は、障害のある人の福祉に関する知識及び支援に関する方策について県民への普及・啓発を行うとともに、社会就労事業を振興し、地域における障害のある人の就労の確保及び就労を通じた自立の促進を図り、障害のある人の福祉の増進と権利擁護の推進に寄与することを目的とする。</p>	<p>・法改正に基づく字句の修正</p>	<p>平成二十四年 一〇月一〇日</p>

<p>特定非営利 活動法人 府中 広島二〇 〇〇</p>	<p>特定非営利 活動法人 地域活性化 プロジェクト チーム G A N B O</p>	<p>特定非営利 活動法人 元 気むらさ き</p>
<p>森 敏信</p>	<p>小川 治孝</p>	<p>熊本 孝司</p>
<p>広島県安芸 郡府中町瀬 戸ハイム四 丁目九番一 三号</p>	<p>広島県三次 市甲奴町西 野五四番 地一</p>	<p>広島県三次 市作木町香 淀一一六</p>
<p>この法人は、スポーツを愛する青少年たちに、少年野球大会の参加や開催を通じて、心身の鍛錬の機会を提供するとともに、少年野球の指導者の育成を行い、青少年の健全育成やスポーツの振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>この法人は、三次市の推進する『まち・ゆめ基本条例』の第6条（1）～（6）の趣旨に沿って、甲奴町を中心とした町内地域を活性化し、少子高齢化・人口減少・産業衰退などの諸問題によって疲弊しているこの地域の未来の目標を、「安心して暮らせるまちづくり」と定め、さまざまな活動を行い、地域振興発展の原動力になることを目的とする。</p>	<p>この法人は、三次市作木町及びその周辺地域の観光・産業・農業の振興、子供の健全育成、高齢者福祉の増進を図り、もって地域力の向上と、夢と希望の持てる三次市の構築に寄与することを目的とする。</p>
<p>・法改正に基づく字句の修正</p>	<p>・特定非営利活動の種類追加 ・法改正に基づく字句の修正</p>	<p>・活動の種類の変更 ・事業の変更 ・字句の修正</p>
<p>平成二四年 一月一日</p>	<p>平成二四年 一月一日</p>	<p>平成二四年 一月一日</p>

<p>特定非営利 活動法人ベ ビー・タツ チケア・バ ンビーノ</p>	<p>中本 尚美</p>	<p>広島県呉市 本通三丁目 六番六号テ リア呉本通 二〇一― 一〇一―</p>	<p>この法人は、すべ ての人々、とりわ け乳幼児期からの 子供たちの健全な 心身の発育を望む 人々に対して、法 人独自のベビータ ッチケアとその養 育者のためのメン タルヘルスケアに 関する事業を行 い、より明るく健 全な社会の創造に 寄与することを目 的とする。</p>	<p>・法改正に伴 う字句の修正</p>	<p>平成二四年 一〇月一五 日</p>
---	------------------	--	---	--------------------------	------------------------------